

山口県体験の機会の際の認定手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が行う体験の機会の際の認定（以下「認定」という。）に関し、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、認定申請書（様式第7号）及び規則第9条第2項に定める書類を添付して提出するものとする。なお、添付書類のうち次に掲げるものについては、当該各号に定める様式により、提出するものとする。

- 一 規則第9条第2項第3号に規定する書類は、法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した誓約書（別記様式第1号）とする。
- 二 規則第9条第2項第4号に規定する書面は、事業実績報告書（別記様式第2号）とする。
- 三 規則第9条第2項第5号に規定する書面は、事業計画書（別記様式第3号）及び収支予算書（別記様式第4号）とする。
- 四 規則第9条第2項第6号に規定する書面は、安全確保措置に関する申出書（別記様式第5号）とする。
- 五 規則第9条第2項第7号に規定する書類は、実務経験者の確保状況及び業務の実施体制（別記様式第6号）とする。
- 六 規則第9条第2項第8号に規定する書類は、事業の参加に要する費用及び参加定員に関する事項（別記様式第7号）とする。
- 七 規則第9条第2項第10号に規定する同意書は、事業実施者の同意書（別記様式第8号）とする。

2 申請者が当該申請に係る体験の機会の際としての土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、規則第9条第2項に定める書類のほか、当該土地又は建物の所有者の同意書（別記様式第9号）を添付するものとする。

(認定の通知等)

第3条 法第20条第6項の規定による認定の通知は、別記様式第10号によるものとする。

2 法第20条第7項の規定による認定しない旨の通知は、別記様式第11号によるものとする。

(変更等の届出)

第4条 法第20条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定民間団体等」とい

う。)が、法第20条第8項の規定に基づき、変更の届出を行う場合は、規則第10条に定める届出書のほか、認定申請時に提出した書類のうち、当該変更に伴い修正又は差し替え等が必要となる書類を改めて添付するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 法第20条の2第1項の規定により知事が定める認定の有効期間は、5年を超えない範囲内において、当該申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

(更新申請)

第6条 認定民間団体等が、法第20条の2第2項の規定に基づき、認定の有効期間の更新の申請を行う場合は、有効期間満了日の30日前までに、規則第11条に定める書類のほか、当初の認定申請時に提出した書類のうち、当該更新時に修正又は差し替え等が必要となる書類を改めて添付するものとする。

2 法第20条の2第2項の規定による有効期間の更新の通知は、別記様式第12号によるものとする。

(運営状況の報告等)

第7条 法第20条の4第1項に定める前年度の運営状況の報告は、規則第12条第1項の規定に基づき、当該年度終了後3ヶ月以内に事業実施状況報告書(別記様式第13号)を知事に提出するものとする。

2 規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の計画及び実施状況等を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

3 第1項の報告のほか、認定に係る事業の実施において、当該事業の参加者等に事故等があった場合、認定民間団体等は、事故報告書(別記様式第14号)により直ちに知事へ報告しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第20条の6第1項の規定により、認定を取消す場合は、同条第2項の規定に基づき、認定取消通知書(別記様式第15号)により認定民間団体等に通知する。

(事務)

第9条 この要領に関する事務は、環境生活部環境政策課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月8日から施行する。